

## 公害紛争処理制度に関する懇談会（第7回）議事要旨

1. 日 時：平成 27 年 3 月 18 日（水） 14:00～16:00
2. 場 所：公害等調整委員会 委員会室
3. 出席者：（構成員）  
北村喜宣座長、磯野弥生座長代理、太田匡彦構成員、小島延夫構成員、  
中下裕子構成員、大和陽一郎構成員  
（公害等調整委員会）  
柴山秀雄委員、吉村英子委員、  
駒形健一事務局長、飯島信也事務局次長、  
河合暁事務局総務課長、加藤悠介事務局総務課課長補佐

### 4. 議事概要

#### （1）開会

#### （2）報告書素案について

資料 1 に基づき事務局から説明を行った後、意見交換を行った。  
主な意見は以下のとおり。

#### <「3 地方自治体の管轄の在り方」関係>

- ・ 職権調査について、予算等の都合により実際に調査を行うことのできる都道府県は多くはないだろう。そこで調査を公害等調整委員会に依頼することができる制度を設けるとしても、原因裁定嘱託の制度しかないとなると柔軟性に欠けるのではないか。
- ・ 調査権限はあっても調査能力が乏しい都道府県が、調査のみを公害等調整委員会に依頼し、その結果によって各自で調停を成立させるという仕組みも考えるのではないか。
- ・ 調査のみを公害等調整委員会に委託するという案には、調査の費用を公害等調整委員会と都道府県のどちらが持つかという問題があるものの、手法としてはあり得るのではないか。
- ・ 地方自治体が行っている業務であっても、国の助言のもとに行っている例もあるため、調停における調査の依頼についても同様のものと考えられるのではないか。
- ・ 責任裁定について当事者が 30 日以内に訴えを提起した場合は合意擬制が生じないとの規定は公害紛争処理法における司法との関係を示す規定であって、都道府県の裁定に不服があり公害等調整委員会へ再審査を申し立てた場合にも、同様に

原裁定には何らの法的効果も生じないとまでは言えないのではないかと。

- ・ 合意擬制が成立していない場合に、原裁定が法的効果を生じないかといったら決してそうではないため、合意擬制の議論とは別に原裁定の法的効果を議論すべきではないか。
- ・ 二審制にすべきとの議論は、判断のばらつきを最小限にするとの論点を背景にしたものであり、一審である都道府県の裁定が全く法的効果を持たないというのは論点に即していないのではないかと。都道府県による裁定は法的効果があるとの前提で、公害等調整委員会は再審査をすべきではないか。
- ・ 公害等調整委員会がどのような立場で都道府県の裁定を捉えるかは政策的な判断であるが、二審制を許容するにしても、都道府県の裁定について国がコントロールしすぎないように留意する必要があるだろう。
- ・ 二審制にして続審主義をとると都道府県に裁定機能を与える意義が薄れてしまうのではないかと。
- ・ 手挙げ方式を採用するかについては、手挙げ方式が望ましいというよりは、地方自治体に対する裁定権限の移譲について一律に義務付けはできないという主旨ではなかったか。

#### <「4 公害紛争処理手続の電子化について」関係>

- ・ 議論の対象が、都道府県は含まず公害等調整委員会における手続であることを明確にする必要があるのではないかと。
- ・ 電子メールを利用した場合、一方当事者と公害等調整委員会に送付した文書の同一性をどのように確保するかが課題ではないかと。

#### <「5 公害紛争処理制度の対象範囲について」関係>

- ・ これまで公害等調整委員会で取り扱ったことのある事件の中でも、スパイクタイヤ粉じん事件のように人の健康や生活環境に有害な影響を与えるものかどうかについてまだ明確な科学的知見が得られていないような事件もあり、具体例として入れてはどうか。
- ・ また、黒部川河口海域における出し平ダム排砂による漁業被害事件や、宮古島の海中公園工事による水質汚濁被害事件など、生活環境被害が生じているとの理由で、自然環境の破壊が問題となる事件を取り扱った実績があり、具体例として入れてはどうか。
- ・ 訴訟になりにくい事案を取り扱うことができるのが、公害紛争処理制度のメリットではないかと。

< 「6 裁定、調停の法的効力について」関係 >

- ・ 公害調停は具体的な公害防止対策については多様な選択肢が考えられるような調停条項も多いので債務名義にはなじまないことを明示してはどうか。
- ・ 調停条項のフォローアップの制度化について、もっと意義を強調してはどうか。
- ・ 必ずしも請求権と結びつかない仮の保全措置はあり得るのではないか。事態を悪化させないために現状を固定するものと考えれば、民事再生、会社更生、破産等の申立て直後の保全処分に近いのではないか。また、家庭裁判所における保全処分や相手方のない審判も、請求権がない点では共通している。
- ・ 公害等調整委員会の権限に基づいて、責任裁定を実効あらしめるために一定程度の限局された現状保全措置を命令するというのであれば、議論としては可能ではないか。ここで、本案の裁定は効力が弱い一方で保全措置は命令であるとのバランスの問題はあるが、本案の裁定すらできなくなることを防ぎ、訴えの利益の存続を守るため命令をすることは考えられるのではないか。
- ・ 責任裁定が損害賠償のみであることを考えると、保全措置は差止め裁定との一体と考えた方が説明はしやすいかもしれないが、加害行為を繰り返して自ら損害賠償額を拡大させるような事業者が被申請人の場合などを考えると、責任裁定を実効あらしめるために現状を固定するとの考えはあり得るのではないか。
- ・ 調停前の措置勧告に関する現行の公害紛争処理法の規定の対象を、まずは責任裁定に拡大する方法がよいのではないか。その際、「内容たる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為」だけでなく、紛争がいたずらに拡大することを防ぐ、あるいは損害の拡大を回避するため、との要件を加えることとなるのではないか。

< 「7 その他」関係 >

- ・ 手数料は職権調査費用の対価ではないと考えられることから、整合性に気をつけた表現とすべきである。

(3) 今後の開催日程について

次回開催スケジュールについて、事務局から説明を行った。

(4) 閉会

以上